

船舶事故調査報告書

平成26年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年7月21日（月、祝日） 09時00分ごろ（青森県十和田市宇樽部の砂浜出発時刻）～09時52分ごろの間）
発生場所	十和田市御倉半島北西方沖（十和田湖東部） 十和田市所在の小倉山三等三角点から真方位300° 880m付近 （概位 北緯40° 27.8′ 東経140° 54.0′）
事故調査の経過	平成26年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ サンダーV ^{ファイ} 、5トン未満 211-15201岩手、個人所有 2.70m (Lr) × 1.11m × 0.46m、FRP ガソリン機関、89.73kW、平成10年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年8月21日 免許証交付日 平成24年8月21日 （平成29年8月20日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成26年7月21日09時00分ごろ十和田湖東部の宇樽部の砂浜から沖合に向けて出発した。 御倉半島北西方沖を航行中の遊覧船の乗組員は、09時52分ごろ、無人で漂流している本船を発見し、その旨を遊覧船事務所に連絡した上、付近に落水者がいないか目視で探したところ、漂流している青色の救命胴衣を発見した。 遊覧船は、航路を離脱して本船の周囲を捜索したところ、本船から約10m離れた場所で頭部のみが水面上に露出し、ほぼ垂直状態で漂流している船長を乗組員が発見し、遊覧船事務所に救助要請を行い、通り掛かった水上オートバイ2台の乗組員に救助協力を依頼した。 遊覧船の乗組員は、搭載していた救命浮環を投下し、水上オートバ

	<p>イの乗組員と共に同浮環に付いているロープを船長の体に回して結び、遊覧船に引き揚げたが、船長は意識不明の状態であった。</p> <p>遊覧船の乗組員は、医師又は看護師の乗船者を確認するため船内放送を行ったところ、救助協力を依頼した水上オートバイの乗組員の1人が医師であること、また、遊覧船に看護師1人が乗船していることを確認し、蘇生措置の実施を依頼した。</p> <p>遊覧船の乗組員は、医師及び看護師が、人工呼吸及び心臓マッサージを行った後、遊覧船に搭載していたAED（自動体外式除細動器）を使用して蘇生措置を行うとともに、十和田湖東部の子ノ口遊覧船岸壁への救急車の手配を遊覧船事務所に依頼した。</p> <p>遊覧船は、10時20分に子ノ口遊覧船岸壁に着岸し、船長は、救急車及びドクターヘリで青森市内の病院に搬送されたが、11時20分に死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2 水象：湖上 平穏、湖面水温 約15～18℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の最大搭載人員は3人であった。</p> <p>船長は、水上オートバイの操縦経験が約2年であった。</p> <p>船長は、7月20日に宇樽部に到着し、水上オートバイ仲間約20人と共に遊走を行っており、同仲間の約半数は、船長が砂浜を出発する約5～10分前、十和田湖南部に向けて出発し、船長は、宇樽部に残っていた他の仲間に十和田湖南部には行かない旨を話していたものの、本船にガソリンを補給した後、跡を追うように1人で出発していた。</p> <p>船長は、砂浜を出発する際、白色のTシャツ、短パン、靴、グローブ及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、胸部に水上オートバイのハンドルバーに打ちつけた際に発生したと思われる一文字様の赤いあざがあった。</p> <p>水上オートバイ仲間の1人は、本事故後、船長の着用していた救命胴衣の内側の左胸付近に本船のハンドルバーによって擦れたと思われる傷があるのを認めた。</p> <p>十和田湖では、7月19日から20日にかけて「十和田湖湖水祭り」が開催されており、本事故当日は、ふだんよりも多数の遊覧船が御倉半島付近を航行していた。</p> <p>本船には、他船と衝突したような痕跡は認められなかった。</p> <p>船長は、本事故時、携帯電話を携帯していなかった。</p> <p>船長は、本事故時、飲酒はしておらず、体調は良好のように見えた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし 不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、09時00分ごろ宇樽部の砂浜を出発し、09時52分ごろ御倉半島北西方沖で無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、着用していた救命胴衣が脱げた後、落水して溺水したものと考えられるが、救命胴衣が脱げた状況及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が宇樽部の砂浜を出発後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防水型携帯電話等を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。 ・ 水上オートバイは、単独で遊走しないことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

